

任意継続の手引き

東京都医業健康保険組合

1. 任意継続被保険者とは

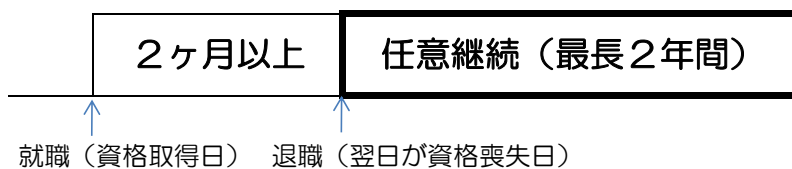
【制度内容】

事業所を退職して被保険者の資格を喪失した時に、一定の条件のもとに個人の希望により継続して最長2年間被保険者となることができる制度です。

【加入要件】

一定の条件とは？

- ① 資格喪失日の前日まで継続して2ヶ月以上の被保険者期間があること。
(共済組合・任意継続は除く)



- ② 資格喪失日から**20日以内**に当組合に任意継続加入の手続きをすること。
※ 資格喪失日から20日以内に任意継続加入の手続きがない場合は、任意継続の加入ができませんのでご注意ください。
- ③ 75歳未満であること。
(75歳以上の方、65歳以上の障害認定を受けた方は後期高齢者医療制度の被保険者になります。)

【保険料】

- 退職後は今まで事業主が負担していた保険料負担部分がなくなるため、任意継続保険料は事業主負担額と自己負担額を合わせた保険料を支払うこととなります。
※被扶養者に対しての保険料はかかりません。
- 保険料は任意継続被保険者の資格を取得した月から発生します。
(日割り計算はありません。)
- 任意継続の保険料は退職時の標準報酬月額により決定されます。
- 保険料には、上限額があります。

【保険料の算出方法】

保険料は、退職した時の標準報酬月額に保険料率を掛けて算出します。

※ 平成31年4月分から翌年3月分まで

- ① 一般保険料率 (91/1000)
- ② 介護保険料率 (17/1000)
- ③ 標準報酬月額上限額 (25等級 360千円)
- ◎ 保険料上限額 38,880円
介護保険のある方(40歳から64歳までの方：介護保険第2号被保険者)
- ◎ 保険料上限額 32,760円
介護保険のない方

☆任意継続保険料は、原則として2年間変更はございません☆

収入による保険料の見直しはありません。ただし、以下に該当した場合は保険料が変更となります。

1. 介護保険第2号被保険者に該当(40歳到達)
40歳になった月から、健康保険料に介護保険料を加えた金額を納付することとなります。
2. 介護保険第1号被保険者に該当(65歳到達)
65歳になった月から、健康保険料のみ納付することとなります。

※ 1・2の年齢到達について

民法の規定により、出生日の前日をもって年齢が加算されます。

たとえば、5月1日生まれの方は4月30日に介護保険第1号(または2号)に該当することとなりますので、4月分の保険料から納付額が変更となります。

3. **保険料率の改定**
保険料率の改定がある場合は郵便にてご案内いたします。

4. **標準報酬月額の上限改定**
標準報酬月額の上限改定がある場合は郵便にてご案内いたします。
※ 保険料率・上限額は毎年、見直しをしています。

※ 国民健康保険の保険料につきましては、お住まいの市区町村の国民健康保険課へお問い合わせください。

2. 保険料の納付方法

保険料は、月納と前納の2つの納付方法があります。

【月納】

毎月、月初めにご自宅に郵送される納付書で保険料を納付していただきます。

特徴として、就職や国民健康保険など他の健康保険への切り替えがしやすい納付方法となります。

毎月納付期限（その月の10日）までに保険料を納付してください。

※ 10日が土・日・祝祭日の場合は、翌営業日までが納付期限となります。
納付書の納付期限を必ずご確認ください。

☆特にご注意ください☆

任意継続は、毎月保険料を納付することによって健康保険の資格を継続する制度です。

① 納付期限までに保険料の納付がない場合、**納付期限の翌日に資格喪失**となります。

※ 後日、保険料未納として任意継続被保険者資格喪失通知書等を送付いたしますので、同封の返信用封筒にて、保険証をご返却ください。

〔 高齢受給者証・限度額認定証・特定疾病療養受療証がある方は一緒にご返却ください。 〕

② 納付書は毎月、月初めに普通郵便で郵送いたしますので**5日までに**届かない場合、または紛失してしまった場合はお手数ですが当組合までご連絡ください。

③ 納付期限の過ぎた納付書は使用できません。

【前納】

取得月の翌月からの保険料を一定期間分まとめて先払いすることができます。

前納された場合、保険料が割引になります。また、月納のように毎月納付していただく必要がないため、保険料の納付忘れがなくなります。

※ 割引率は、前納期間の各月の保険料額を年四分の利率による複利現価法で計算します。

【前納の期間】

● 半年前納

(上期) 4月分から9月分まで

(下期) 10月分から翌年3月分まで

● 1年前納

4月分から翌年3月分まで

※ 2月及び8月に当組合から前納保険料のご案内を郵送させていただきます。4月もしくは10月からの保険料納付方法を、前納へ切り替えることができます。

【前納の納付期限】

前納保険料の納付期限は前納開始月の前月末日(末日が土・日・祝祭日の場合は翌営業日)となります。

※ 納付期限までに保険料の納付がなかった場合は自動的に月納へ切り替えとなります。

【前納期間中の任意継続の脱退】

● 脱退できる場合

前納期間中に就職して他の健康保険に加入した場合。

後期高齢者医療制度、または障害認定による後期高齢者医療制度(65歳以上)に加入された場合。

● 脱退できない場合

前納期間中に家族の扶養、国民健康保険、国民健康保険組合等に加入する場合。

※ 前納期間中に就職した場合、重複している保険料については還付金の対象となる場合がございますので、当組合までご連絡ください。

3. 保険料の納付場所

保険料は、当組合から郵送される保険料納付書にて、**納付期限内**に納付してください。

【納付できる場所】

- ゆうちょ銀行を除く各金融機関窓口
- 当健康保険組合の窓口

保険料は必ず窓口での納付をお願いします。

振込手数料については三菱UFJ銀行の窓口で納付する場合は、ご本人様の振込手数料の負担はありません。

万が一、上記の銀行で手数料がかかることがございましたら、銀行の担当者から直接、当組合へお問い合わせください。当組合から、銀行の担当者へ説明をいたします。

※ ただし、そのほかの金融機関から納付される場合は、振込手数料はご本人様負担になりますので、ご了承ください。

【納付できない場所】

- 郵便局
- インターネットバンキング
- 金融機関のATM
- コンビニエンスストア

【納付に関する注意点】

納付期限当日の午後に金融機関窓口で納付すると金融機関の都合上入金日が翌営業日扱いになることがありますので、保険料は可能な限り**納付期限の前日まで**に納付していただくよう、お願いいたします。

納付期限当日に振込処理を行い、当組合への入金日が翌営業日扱いとなった場合は、当組合経理課へご連絡ください。

※ **保険料の前納は当組合への入金が納付期限内（前納開始月の前月末日、ただし、末日が土・日・祝祭日の場合は翌営業日まで）でないと認められません**のでご注意ください。

※ 初回手続きの領収証書を含め、金融機関窓口等で納付された**任意継続保険料の領収証書は全て確定申告の際に必要となります**。

領収証書につきましては再発行できませんのでご注意ください。

4. 資格の喪失

次のいずれかに該当した場合、任意継続の資格を喪失します。

※ () 内は資格を喪失し、保険証の使用ができなくなる日です。

1. 任意継続被保険者となった日から2年を経過したとき
(保険者証に表示される喪失予定年月日)
2. 死亡したとき(死亡日の翌日)
3. 保険料を納付期限までに納付しなかったとき
(納付期限の翌日)
4. 就職により社会保険の被保険者となったとき
(被保険者資格を取得した日)
5. 船員保険の被保険者となったとき
(被保険者資格を取得した日)
6. 後期高齢者医療制度の被保険者となったとき
(75歳の誕生日または、65歳以上の障害認定日)

※ 後期高齢者医療制度の被保険者になられた方は当組合から任意継続資格喪失証明書等をご郵送いたしますので、同封の返信用封筒にて、保険証を当組合にご返却してください。

また、上記の方の被扶養者で後期高齢者医療制度に該当されていない方は他の医療保険者に加入手続きをしてください。

《特にご注意ください》

任意継続期間中は、「健康保険の被扶養者になるため」や「国民健康保険(組合)への切り替え」という理由では資格喪失できませんのでご注意ください。

また、任意継続を資格取得した月に就職等で他の健康保険の資格取得をされますと、同月における資格取得・喪失のため1ヶ月分の保険料が発生します。

この場合、任意継続保険料を還付することが出来ませんのでご注意ください。

5. 加入後の手続き

任意継続に加入後、下記の事項に該当される場合は変更届の申請書などを送付いたしますので当組合にご連絡ください。

- 転居し住所が変わった場合
- 氏名を変更した場合
- 保険証をなくした場合
- 就職して別の健康保険に加入した場合
- 任意継続中に被扶養者が扶養から外れる場合

※被扶養者が扶養から外れても保険料が変更することはありませんので、ご注意ください。

その他ご不明な点がございましたら、当組合適用課へお問い合わせください。

《当組合よりお願い》

保険証は公共機関などにおいて、本人確認の身分証としても扱われている大切なものですので、紛失や盗難などには十分にご注意ください。

また、他人との保険証の貸し借りによる不正使用は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあります。

6. 任意継続中の保健事業について

① 疾病予防の補助制度について

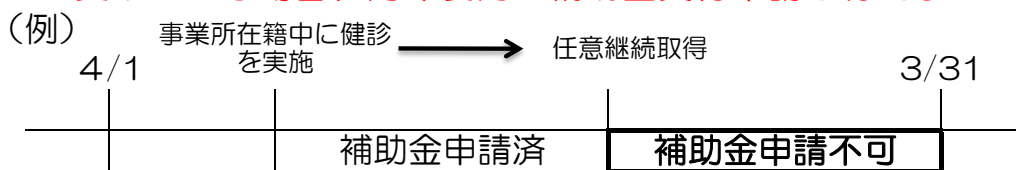
在職中と同様に健診、がん検診等の補助金交付申請ができます(B型肝炎ワクチン接種は除く)。各種補助金交付申請書類(任継用)の取得、及び委託医療機関の検索は当組合ホームページをご確認ください。

【補助金申請の注意点】

1. 各種補助金交付申請書(任継用)の申請者の電話番号、住所は正確にご記入ください。
(※電話番号は、平日の日中つながりやすいものをご記入ください。)

2. 補助金交付の対象は、年度につき1人1回です。
(インフルエンザ・ワクチン接種のみ1人2回)

※事業所在籍時にすでに健康診断・がん検診を受診し、補助金交付を受けている場合、同年度内に補助金交付申請は行えません。



3. 当日窓口にて受診者様が全額支払った場合には、領収書の写しが必要となります。
※その際、口座情報が必要となりますので、正確にご記入ください。

② 禁煙外来治療の補助制度について

被保険者の方で、禁煙外来治療開始から終了までの間、継続して当組合の資格を有する方は補助金の交付申請ができます。

補助金交付申請の詳細は、当組合ホームページをご確認ください。

③ 当組合主催行事について

- ▶ 東武動物公園ハイキング(5月)
- ▶ 口腔衛生検診(6月)
- ▶ 東京ディズニーリゾートハイキング(10月~1月)
- ▶ みかん狩りハイキング(11月に予定)

※主催行事の内容や詳細につきましては、開催案内をご自宅にお送りいたします。

ご不明な点がございましたら、施設課へお問い合わせください。

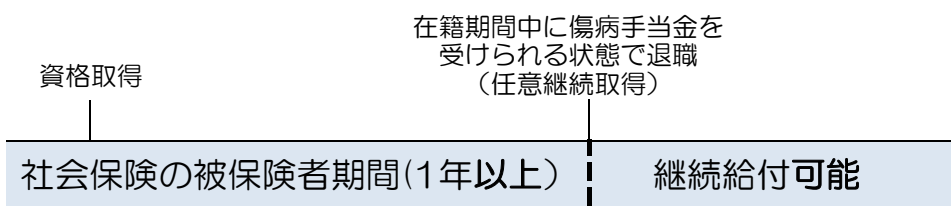
7. 任意継続中の保険給付について

原則として在職中と同様の保険給付を受給できますが、任意継続被保険者になってからの**傷病手当金・出産手当金**は申請することはできません。

ただし、資格喪失後の継続給付に該当する場合、任意継続被保険者であっても、引き続き受給することができます。

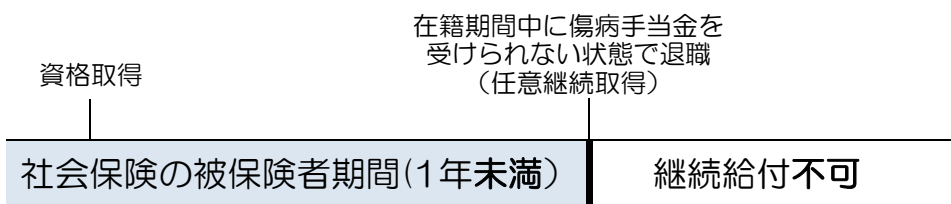
【傷病手当金について】

＜資格喪失後、傷病手当金が受給できる条件＞



- ① 社会保険の被保険者期間が継続して1年以上あること
- ② 退職日まで傷病手当金を受けている、または受けられる状態であること

＜資格喪失後、傷病手当金が受給できない例＞



※ 継続給付中、仕事に就くことができる状態になると受給できません。
(雇用保険受給、パート・アルバイト含む)

※ 請求期間が1日でも空きますと、継続給付に該当しないため受給できません。

※ 新たな傷病で傷病手当金を申請することはできません。

＜老齢年金や障害年金を受給されている方＞

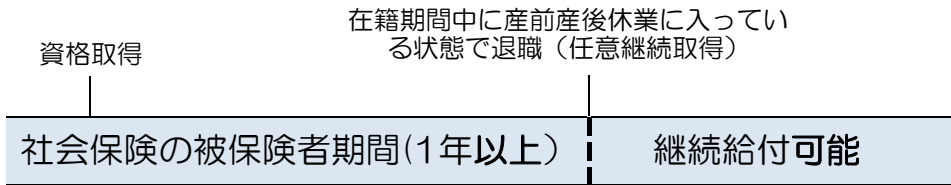
傷病手当金を受給中、老齢厚生年金・障害厚生年金等の「公的年金」を受給している場合、「傷病手当金と公的年金との給付調整」を行います。

⇒ 年金裁定通知書の写しを必ず添付してください。

なお、年金額に変更があった場合、年金額改定通知書の写しを追加でお送りください。

【出産手当金について】

＜資格喪失後、出産手当金が受給できる条件＞



- ① 社会保険の被保険者期間が継続して1年以上あること
- ② 退職日が産前産後休業にかかり、受けられる状態であること

【一部負担還元金：被保険者のみ】

医療機関ごと入院・外来別の窓口負担額が41,000円以上の場合
(算出時100円未満切り捨て、決定金額が1,000円未満は不支給となります。)

※ 診療を受けた月ごと（1日～月末単位）に算出します。

※ 院外処方時の処方箋（薬剤負担分）も含まれます。

※ 保険診療分のみ対象（食事療養負担・差額室料・自費による検査などを除く）

※ 70歳以上の方は、計算方式が異なります。

【付加給付金について】

※原則として在職中と同様の付加給付を受給できます。

① 出産育児一時金付加金

被保険者が出産した場合、15,000円
被扶養者が出産した場合、12,000円 が支給されます。

② 埋葬料付加金

被保険者が死亡した場合、25,000円
被扶養者が死亡した場合、15,000円 が支給されます。

☆特定疾病療養受療証・限度額認定証につきましても新たに発行が必要となります。
ご不明な点がございましたら、

保険給付・特定疾病療養受療証 → 給付課

限度額認定証 → 業務第二部業務課 までお問い合わせください。

※各種申請用紙は当組合のホームページ「申請書一覧」の「給付・請求に関する書式」からダウンロードすることができます。

8. 任意継続 Q & A

Q1. 任意継続は2年間加入できると聞きましたが、必ず2年間加入しなければいけないのですか？

A. 任意継続は最長2年間加入が出来ますが、保険料は任意で納付していただきますので、必ず2年間加入しなければいけないということではございません。

Q2. 納付方法を月納に希望したが、納付期限を過ぎてしまいました。

A. 任意継続は一度でも納付期限内に納付ができないと、資格喪失となります。ただし、天災地変や交通・通信関係のストライキなどによる、納付の遅延について正当な理由があると保険者が認めたときはこの限りではありません。

Q3. 任意継続の手続きをしましたが、後日、家族の扶養に加入できることがわかりました。任意継続を途中で脱退することはできますか？

A. 納付された期間の途中で「健康保険の被扶養者になるため」や「国民健康保険への切り替え」という理由で脱退することはできません。ただし、保険料を納付期限までに納めなかった場合、納付期限の翌日に任意継続の資格を喪失しますので、喪失後であれば加入できます。

Q4. 自己都合ではなく、会社都合で退職しました。この場合、任意継続に加入できますか？

A. 任意継続の加入条件を満たせば、加入することができます。ただし、解雇など雇用保険の特定受給者及び特定理由離職者に該当される方は、国民健康保険料（税）を軽減する制度がございますのでお住まいの市区町村の国民健康保険課、並びに公共職業安定所（ハローワーク）にご確認をお願いします。

Q5. 資格喪失後に保険証を使うと、どうなりますか？

A. 資格喪失後に保険証を誤って医療機関の窓口で提示した場合は、当組合が医療機関に負担した医療費（総医療費の7～9割）を後日ご返還いただくこととなります。

また、被保険者の資格喪失後に被扶養者の方が保険証を使用した場合も同様ですので、ご注意ください。

Q6. 退職時の給料から健康保険料が引かれています。二重払いではないですか？また、保険料は日割り計算ですか？

- A. 健康保険の保険料は、加入した月は必要ですが、資格を喪失した月は必要ありません。また、健康保険料は、月単位となっており、日割りでの保険料納付はありません。

通常、事業所では、その月の給与から前月分の保険料を控除しています。

任意継続の加入が月初めでも月末でも同じ1ヶ月分の保険料を納めていただきます。

事業所で控除された保険料と任意継続保険料が二重払いになることはありません。

例 3月31日退職・4月1日任意継続加入
→4月分から任意継続保険料が必要

3月29日退職・3月30日任意継続加入
→3月分から任意継続保険料が必要

Q7. 保険料を前納した期間の途中で、就職して健康保険の資格を取得した場合、重複した保険料はどうなりますか？

- A. 保険料を前納した期間の途中で下記の理由により任意継続の資格を喪失した場合、当該事実が確認出来次第、当組合より還付請求書を送付します。還付請求書をご提出していただくことで、就職先の取得月以降の保険料は還付します。

※下記以外の理由では、保険料は還付できませんのでご注意ください。

1. 被保険者が就職して、他の社会保険の被保険者となったとき
(原則、国民健康保険組合は除く)
2. 被保険者が死亡した場合

※ただし、任意継続の資格を取得した日と、就職して任意継続の資格を喪失した日が同月の場合は1ヶ月分の保険料が必要となりますので、保険料の返還はございません。

Q8. 退職後の年金の手続きはどうなりますか？

- A. 事業所に勤務されているときは、健康保険と厚生年金に加入していましたが、退職と同時に厚生年金の資格は喪失となりますので、20歳以上60歳未満の方は国民年金への切り替え手続きが必要となります。

また、在職中に配偶者が被扶養者となっていた場合には、配偶者は国民年金第3号被保険者となっていました。被保険者の退職に伴い国民年金第1号被保険者への変更手続きが必要となります。変更の手続きは、市区町村の国民年金担当窓口となります。

memo

任意継続に関するお問い合わせ先

東京都医業健康保険組合

☎ 03-3353-4311（代表）

〒 160-0012

東京都新宿区南元町4番地

平日 9:00～17:00（土日祝日・年末年始除く）